

ようにも多くの差別が日本国内に存在しています。

白人が多くを占めるアメリカやヨーロッパでは、有色人種、特に黒人への差別行為が目立つており、ユダヤ人や日本人に対しても行われることがあります。人種差別は直接行われることもありますが、それだけではありません。最近ではSNSを使った人種差別も起こっています。SNSは世界中の人とつながれる便利なものです、その反面このようなことが起こっています。私達は知つておこうです。

人種差別に苦しむ人々
福崎西中学校3年(当時)
楠田想葉



世界では今日も人種を理由とした差別が起こっています。年齢や性別に関係なく行われる差別は根深く広がり、自分と違うという偏見から差別を続けることも少なくありません。自分とは異なるものを受け入れられることによる不平等は、国や人々の間で起ります。差別は植民地支配が広がる以前からありました。紛争などの原因になることもあります。アフリカやアジアだけでなく、アメリカやヨーロッパなどの先進国でも起こっています。世界中で問題になっています。日本も例外ではありません。日本人も海外から日本へ移り住んできた人への差別だけではなく、北海道に古くから住んでいたアイヌ民族などへの差別意識が残っています。この

より差別を受け、日本を訪れた外国人の尊厳を傷つけること、ということを理解しなければなりません。

人権標語



福崎東中学校2年(当時)
佐治真彩



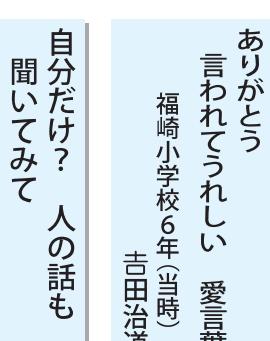
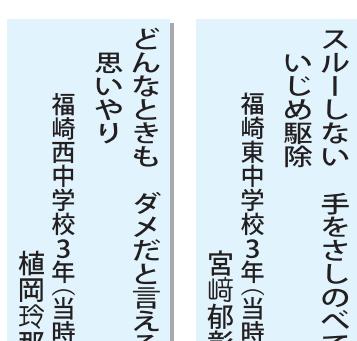
田原小学校2年(当時) 飯塚青澄



八千種小学校2年(当時) 中塚鉄人



高岡小学校1年(当時) 立岩優奈



生活科学センターだより

「暮らしのレスキュー
サービス」に注意！

トイレ修理、水漏れ修理、鍵の修理、害虫（蜂・ゴキブリ・ネズミ・コウモリなど）の駆除等、日常生活でのトラブルの対処に専門的な技術や知識が必要な場合、消費者自身で対処することが難しく、専門の業者に依頼することがあります。一方で全国の消費者センターには、暮らしのレスキューサービスに関する相談が寄せられています。

【事例1】

トイレが詰まったので、インターネットで検索し「基本料金1,000円」と格安の表示をしている事業者に来てもらつた。最初の作業では改善せず、次々作業が必要と言われ、最終的に高額な請求がされた。

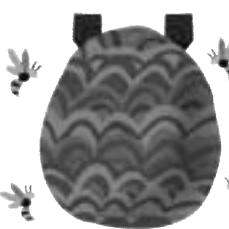


【事例3】

家の軒下にスズメバチの巣を見つけたので、ネットで調べた業者に電話をした。その際「2万円位」といわれたので依頼した。作業後明細書を見せられ11万円請求された。

【事例2】

帰宅した際、鍵を紛失したこと気に付き、インターネットで検索した事業者に電話をしたところ、「1万4千円位だ」と言われたので依頼した。自宅に来た作業員から「特殊な鍵なので5万円かかる」と言われた。仕方なく支払ったが、別の業者に聞くと2万円ほどでできると言われた。



ハイ！
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です

高額すぎるのではないかといつたが、巣が大きく危険な作業をしたので支払ってもらわないと困るというので支払つた。

そのため、安心して修理を依頼できない場合は、きつぱり断りましょう。契約を急がされても、いったん冷静になり料金やサービス内容を確認し、納得できない場合は、その場で契約しないようにしましょう。



特殊詐欺の相談件数が急増しています！

◆令和4年 兵庫県内における特殊詐欺の被害件数

1,074件（被害額18億1,000万円（約490万円／日））

◆令和4年 神崎郡内における特殊詐欺の相談件数

36件（令和5年1月～4月上旬 29件）

◆犯行の主な手口

- ・有料サイトの料金未払いやウイルスに感染したパソコンの復旧作業費用を請求する架空料金請求詐欺
- ・役場職員をかたって、税金の還付金があるとATMコーナーに誘導し、犯人の口座へ振り込ませる還付金詐欺

■知らない番号からの着信はすぐに応答せず、留守番電話で対応し、相手先や要件を確認してから電話を取るようにしてください。

■知らない人や役場職員を名乗る人からお金の話が出たときは、まず警察や家族、友人に相談してください。

（福崎警察署・住民生活課）

秘密厳守
相談日時
火・金曜日
9時～16時

（月曜日は休館日）
（22・4977）

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ

7月は福祉医療費受給者証の更新月です

新しい福祉医療費受給者証を送付します

現在お持ちの受給者証の有効期限は6月30日です。令和5年度の所得判定後、該当になる人には、6月下旬に新しい福祉医療費受給者証（緑色）を郵送します。

旧福祉医療費受給者証は、有効期限終了後、ご自身で破棄してください。返却の必要はありません。

*母子家庭等医療費助成制度に該当の人や令和4年度に福祉医療費受給者証が交付されていない人で、7月から新たに該当になる人には申請書類等を送付します。役場ほけん年金課で手続きをしてください。

町外に住民票がある 高校生のご家族へ

お子様の住所地で「こども医療費受給者証」の交付を受けている場合は、福崎町の受給者証を返却してください。
資格喪失届も必要となります。

*郵送可能ですので、事前にお問い合わせください。

令和5年度 福祉医療費助成制度 所得制限等一覧表

●高齢期移行者医療費助成制度（65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日まで）

区分	負担割合	所得制限の内容	自己負担限度月額
区分Ⅰ	2割	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人 (年金収入80万円以下かつ所得なし)	外来 8,000円 入院等 15,000円
区分Ⅱ	2割	市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ要介護2以上の人	外来 12,000円 入院等 35,400円

●重度障害者および高齢重度障害者医療費助成制度 (身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人)

所得確認対象者	所得制限の内容
本人・配偶者・扶養義務者	所得確認対象者の市町村民税の所得割税額の合計額が235,000円未満 (自立支援医療制度の所得制限基準を準用)

●乳幼児等医療費助成制度・・・所得制限なし (0歳～小学3年生まで)

●こども医療費助成制度.....所得制限なし (小学4年生～高校3年生まで)

●母子家庭等医療費助成制度（18歳または20歳までの子を監護する母または父及びその子）

所得確認対象者	扶養親族等の数	所得限度額
母子家庭等の母等 (扶養義務者)	0	1,920,000円
	1	2,300,000円
	2	2,680,000円
	3	3,060,000円
	4	3,440,000円

(児童扶養手当の所得制限基準を準用)

■公費医療自己負担額助成制度について

高齢期移行者医療以外の福祉医療費受給者が、自立支援医療・指定難病・小児慢性特定疾病医療・肝炎治療などの他の公費負担医療が受給できる場合は、福祉医療費助成制度より優先されます。

他の公費負担医療には自己負担額がありますので、その自己負担した金額を助成します。詳しくは、ほけん年金課 医療年金係までお問い合わせください。

問い合わせ先 ほけん年金課 医療年金係（内線356）

介護保険施設の居住費・食費の軽減制度があります

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・ショートステイの各サービスを利用する人のうち、次の人については居住費と食費について負担の上限額（負担限度額）が設けられ、負担が軽減されます。

利用者負担段階および対象者		居住費等（日額）				食費（日額）	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室（※）	多床室	施設入所	ショート ステイ
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税者で、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

■特別養護老人ホームとショートステイを利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額です。

■上の表に当てはまっていても、以下のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

②住民税非課税世帯でも預貯金等が下記の金額を超える場合

- ・第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※65歳未満の人は収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円、夫婦は2,000万円を超える場合

居住費と食費の負担限度額の適用を受けるには、事前に申請が必要です

サービスを利用する前に、介護保険負担限度額認定申請書に必要事項を記入して申請してください。認定された方には「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので、施設、事業所へ提示してからサービスを利用してください。

※負担軽減の有効期間は、毎年8月1日（新規認定の場合は申請月の初日）から7月31日までです。

※認定を受けている人には、毎年6月中旬に更新のご案内をお送りしています。

【申請時に必要な書類】

本人及び配偶者の「預貯金通帳・有価証券・借用証書などの現在の残高が分かる書類」の写し

※預貯金通帳は、口座番号が分かるページと、最新の残高（2か月以内）の分かるページの写し

※本人および配偶者がお持ちの預貯金口座すべての通帳の写しを添付してください。

問い合わせ先 福祉課 介護保険係（内線364）

町職員を講師として派遣します！

「福崎まちづくり出前講座」



町民の皆さんのが知りたいこと、聞きたいことをメニューから選んでいただき、町職員が出向いて説明します。町内に在住・在勤・在学している10人以上のグループの方なら、どなたでもご利用いただけます。時間は午前9時から午後9時30分までの間で、2時間以内とします。なお、開催日は、年末年始・盆を除き、平日・休日を問いません。代表者は開催しようとする日の14日前までに申込書を役場総務課へ提出してください。後日、可否を決定し、代表者に通知します。詳しくは、福崎町役場総務課行政係（内線223）までお問い合わせください。

福崎まちづくり出前講座メニュー

総務課

1. わがまちガイド
町の施設をご案内！
2. 通訳派遣（英語）
英語の通訳を派遣します
3. 選挙制度
町長選挙、町議会議員選挙のしくみ

企画財政課

4. 私のまちの家計簿
福崎町の財政状況について
5. まちの将来のすがた
福崎町総合計画について
6. 統計から見るまちのすがた
各種統計で比較した福崎町のすがた

税務課

7. 私たちの税金
町税のしくみ
8. 住民税について
町県民税の賦課について
9. 申告について
確定申告の書き方について

地域振興課

10. 自立（律）のまちづくりについて
参画と協働による地域づくりの概要説明・事例紹介
11. 福崎町の特産品「もちむぎ麺」
もちむぎ麺をはじめとするもちむぎ商品等のPRとともにについて説明します
12. 福崎町の観光
福崎町の観光資源や歳時記について

生活科学センター

13. 惫質商法にご用心
悽質商法の手口、対処方法について

住民生活課

14. 住民基本台帳、戸籍のはなし
住基、戸籍の届出について
15. 町営（公営）住宅の管理と運営
入居基準、管理基準等について
16. ごみの分別とごみの行方
出されたごみがどのように処理され、または分別されてリサイクルされているのか
17. 大雨・地震への備え
地域防災の強化のために

福祉課

18. 介護保険について
介護保険制度の概要について
19. このまちでいつまでも自分らしく暮らすために
地域支え合い活動・高齢者の自立支援・認知症対策等について
20. サルベリア号に乗ってみよう
巡回バスの利用方法等について
21. 障害者差別解消法について
障害者差別解消法の概要について

ほけん年金課

22. 国民年金のしくみ
簡単なしくみの説明
23. 国保を正しく知ろう
国民健康保険制度の概要について
24. 福祉医療制度について
福祉医療制度の概要について
25. 後期高齢者医療制度について
後期高齢者医療制度の概要について

保健センター

26. 健康づくり講座
各世代における健康づくり、食育について

農林振興課

27. 土地のはなし
土地の沿革、地租改正から地籍調査、里道・水路
28. 土地改良施設管理
ため池・井堰・農業用水路等の管理
29. 特産もち麦について
もち麦の健康効果や栽培について
30. 有害鳥獣対策について
被害防止対策について

まちづくり課

31. 道路管理について
道路の維持修繕対策・交通安全対策・占用と許可など
32. 道路事業・計画について
幹線道路の調査・計画から完成までの道路事業の流れ、進め方
33. 河川利用と河川の役割について
治水・利水・環境に関する河川の役割と河川の利用について説明
34. 公共事業の用地買収について
公共事業用地取得における考え方と流れなど
35. 都市計画のはなし
福崎町の都市計画・まちづくりの手法について
36. 建築物の安全性について
家を建てるときに注意するべきことについて紹介、建築基準法の趣旨及び簡易耐震診断、耐震改修促進事業の説明

上下水道課

37. 水道水ができるまで（水と生活）
福崎町の水道のしくみをお話します
38. 公共下水道のはなし
下水道の役割
39. 内水対策について
内水対策（市街化区域における取組内容）
40. 福田水源地のはなし
H28年3月にリニューアルした「福田水源地」について説明します

議会事務局

41. 議会の役割と仕組み
議員定数、議会活動、委員会活動
42. 請願と陳情
請願手続きと陳情

学校教育課

43. 学校ENGLISH（イングリッシュ）
ALT（小・中学校英語指導補助員）の活用による国際理解
44. 学校教育のあれこれ
就学援助制度・教育事業の紹介、Q&A
45. 子ども子育て支援制度について
認定こども園、子育て支援制度、子育て支援施設
46. 学校給食を知ろう
給食センターの施設見学により調理風景を見たり、給食について説明します

社会教育課

47. 文化めぐりin福崎町
地元の文化財、文化施設、人物などをいっしょに検証します
48. 大地に埋もれた歴史
考古資料を使って、身近な歴史を見る・触れる・考えることによって分かりやすく説明します
49. みんなで考えよう人権と青少年問題
ともに明るく生きる社会をめざして！
50. 男女共同参画ってなんだろう？
福崎町男女共同参画基本計画について
51. 三木家住宅探検
県指定文化財三木家住宅の母家（表座敷）を探検し、三木家の魅力に迫ります

文化センター

52. 学ぼう集う文化センター
各種講座の案内、施設の見学

歴史民俗資料館

57. 歴史を体験しよう
まが玉づくり、土器づくりの体験講座です
58. 古代食を作ろう
縄文クッキーなどの古代食を作って食べることにより、古代人の知恵と工夫を学びます

柳田國男・松岡家記念館

59. 柳田國男とその兄弟
柳田國男と松岡家の功績を紹介します

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

申請受付期限
令和6年
2月29日(木)

次のAからCのいずれかに該当する人（ひとり親世帯以外分の給付金を受け取った人を除く）			
ひとり親世帯分	支給対象者	A	令和5年3月分の児童扶養手当受給者の人
		B	公的年金等を受給していて、児童扶養手当の支給を受けていない人 ※収入が児童扶養手当の対象となる水準であること。
		C	食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

次のA、Bのいずれかに当てはまる人（ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く）			
ひとり親世帯以外分	支給対象者	A	令和4年度に実施した「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」を受給した人
		B	Aに該当しない人で、令和5年3月31日時点で18歳未満（障がいがある場合は20歳未満）の児童の養育者であって、家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

支 給 額 児童1人当たり 5万円 申 請 窓 口 住民生活課
問い合わせ先 ○住民生活課（内線374）

○中播磨健康福祉事務所 ☎079-281-3001（代表）

○厚生労働省コールセンター ☎0120-400-903（平日9:00～18:00）

対象者により必要書類が異なります。対象かどうかわからぬ人もぜひご相談ください。

国民年金には納付の免除制度があります

所得が少ないとや失業などにより保険料を納めることができない場合は、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。令和5年度分（令和5年7月～令和6年6月）は、7月から申請可能です。

免除の種類	対象となる場合
①全額免除・一部免除	本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合
②納付猶予	50歳未満の人で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合
③学生納付特例	学生で本人の前年所得が一定額以下の場合

- ◆①～③は、申請時点の2年1ヶ月前の期間までさかのぼって申請することができますが、申請が遅ると万一の際に障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。
- ◆①～③以外に、障害基礎年金を受けている場合や生活保護の生活扶助を受けている場合は、保険料の全額が免除される『法定免除制度』があります。
- ◆申請書類は役場に備えています。（日本年金機構ホームページからもダウンロードできます。）
- ◆失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請する人は、『雇用保険受給資格者証』または『雇用保険被保険者離職票』の写しが必要です。
- ◆保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納めるか、納めることができ困難な場合は免除申請をしてください。ただし、免除申請をしても必ず免除になるとは限りません。却下や一部納付の場合、納付しないと未納扱いとなりますのでご注意ください。

問い合わせ先 ほけん年金課（内線356）／姫路年金事務所 ☎079-224-6382